

庄内町告示第79号

令和7年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月18日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の温室効果ガス排出量の削減等に関する活動の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条第1項の規定により設置された庄内町地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で令和7年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、協議会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) カーボンニュートラルの推進に関する事業
- (2) 地球温暖化防止に係る啓発事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 報償費、消耗品費、印刷費及び通信運搬費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、22万9000円以内の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の事業計画書
- (2) 協議会の収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書の提出期限は、3月31日とし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の事業実績書
- (2) 協議会の収支精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(概算払)

第7条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた協議会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和7年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金概算払請求書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

庄内町長 宛

住 所
団体名
代表者氏名

令和7年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和7年度庄内町地球温暖化対策協議会補助金について、令和7年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口 座 番 号			
フリガナ			
口 座 名 義			